

利益相反自己申告書提出システムの電子化と筑波大学の利益相反マネジメントシステムについて

2018.3.20

利益相反・輸出管理マネジメント室

利益相反アドバイザー

准教授 新谷由紀子

1. 利益相反自己申告書提出システムの電子化

利益相反自己申告書提出の電子システム化

- **文部科学省** 科学技術・学術審議会「大学等における産学官連携活動の推進に伴うリスクマネジメントの在り方に関する検討の方向性について」(平成27年7月3日): 利益相反の「マネジメント負担が増大することなく、**効率的に行うためのスキーム**を検討する必要がある(マネジメント**実行側の負担軽減**はもちろんのこと、被マネジメント側すなわち**研究者側の負担軽減**に向けた効率化も求められる)」(p.13)とし、これを実現する方法の一つとして**自己申告書提出の電子システム化**を事例を挙げて推奨。

筑波大学における利益相反自己申告書電子システム化(平成29年度申告分から(平成30年5月末締切分))

【目的】

- 筑波大学の役員及び職員(以下「申告者」という。)は、毎年5月末までに前年度の個人的な利益について所定の自己申告書により、所属長(系長等)経由で学長に報告する義務があるが、現在使用されている紙による申告を電子化し、教職員等の負担軽減、業務の効率化、紙資源の節約、文書保存の確実性の確保を図る。

利益相反自己申告書(日本語・英語)

年 月 日

自己申告書

学 長 殿

所 属 _____
職 名 _____
氏 名 _____

国立大学法人筑波大学利益相反規則第10条の規定に基づき、以下のとおり申告します。

1 申告対象期間 年 4月1日～ 年 3月31日

2 産学官連携活動に係る個人的な利益の内容 (配偶者及び生計を一にする二親等内の親族を含む。)

企業等の名称及び住所	国立大学法人筑波大学 (以下「筑波大学」という。) と企業等との関係 (該当するものに○を付す。アからカの関係は、申告対象期間以前の関係も含む。(注) 2参照。)	
	ア 筑波大学の研究成果の移転を受けている。	
	イ 筑波大学と受託研究、共同研究、学術指導、特別共同研究事業等において契約関係がある。	
	ウ 筑波大学に対して寄附金等を提供している。	
	エ 筑波大学に対して物品又は役務を提供する関係にある。	
	オ 筑波大学が出資している。	
	カ その他:(具体的に)	
	利益の種類 (該当するものに○を付す。)	金額等 (金額又は株式等の保有数等を記入する。)
	兼業によるもの	(円)
	研究成果の実施料若しくは売却によるもの	(円)
	株式等の保有	

○Report of disclosure of individual financial interests

Date: (month) (day), (year)

To the University President
(Affiliation) _____
(Title) _____
(Name) _____

I am reporting the following as stipulated by Article 10 of National University Corporation University of Tsukuba Rules on Conflict of Interest.

1. Covered period: April 1, (year) – March 31, (year)

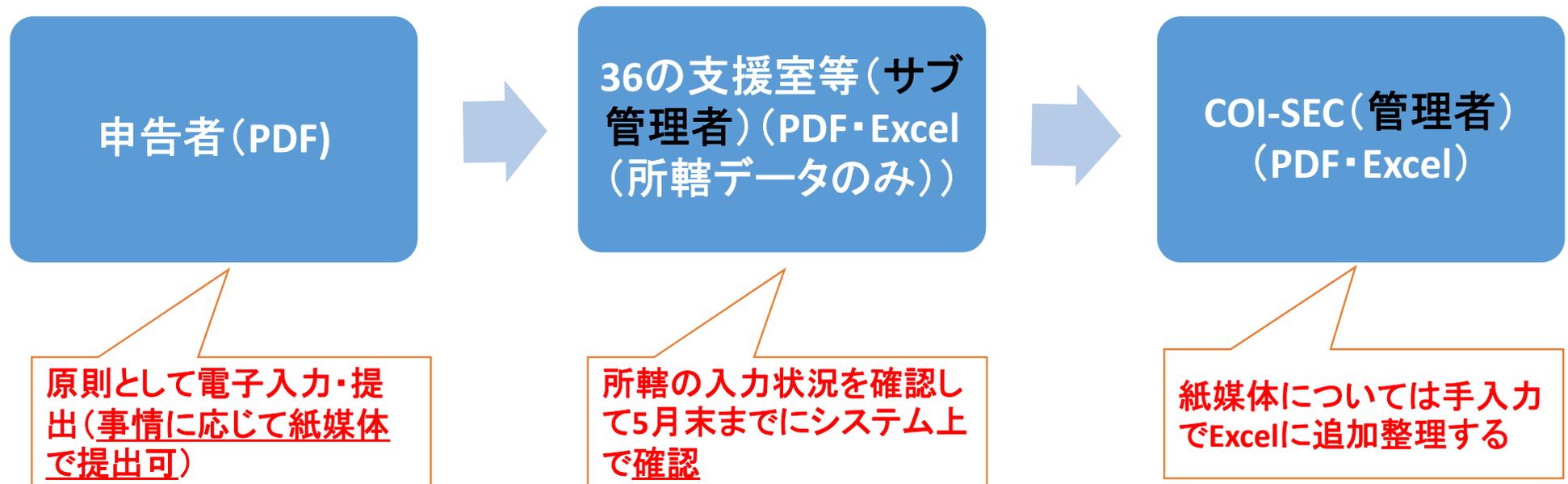
2. Details of individual financial interests related to university-industry collaborative activities (including spouse and up to second-degree relatives who share the same livelihood)

Name and address of a company, etc.	Relationships between the national university corporation the University of Tsukuba (hereinafter referred to as "the University of Tsukuba") and a company, etc. (Add a circle to the left of applicable items. The following relationships include ones held prior to the covered period. See Notes 2.)	
	a. Transferred of the research results held by the University of Tsukuba	
	b. In contractual relationship with the University of Tsukuba such as commissioned research, joint research, academic guidance and special joint research project, etc.	
	c. Making donations, etc. to the University of Tsukuba	
	d. Providing goods or services to the University of Tsukuba	
	e. Invested by the University of Tsukuba	
	f. Others (to specify)	
	Type of financial interests (Add a circle to the left of applicable items)	Amount (monetary amount, number of stocks, etc., held)
	Due to side business at an outside company	(yen)
	Due to licensing fee from or disposal of research results	(yen)
	Stock holdings, etc.	

概要

1. 前年度において条件に該当する産学官連携活動に係る一定の個人的な利益を受けた場合に、年に1度5月末までに(各系等においては締め切りが早まる場合はある。)、**申告者がWEB上で自己申告書(日本語、英語のいずれか選択)を入力し、提出する。**→URL: <https://riekisohan.sec.tsukuba.ac.jp>
2. 自己申告書は、**所属長を經由して**(役員・副学長については手続の便宜上総務部総務課経由(総務課で確認))**学長に報告**することが義務付けられているため、申告者が所属する組織を所掌する**36の支援室等を經由(支援室等で確認)**して利益相反・輸出管理マネジメント室(以下「COI-SEC」という。)に提出することとする。
3. 申告者、**支援室等**においては、入力データを**PDF形式**で所定の様式に出力し、確認や系長等への決裁用資料等の作成ができるようにする。
4. **支援室等**においては、自己申告書のデータを**Excel一覧形式**で出力可能。なお、入力フォームは日本語と英語の2種類だが、Excel出力は一つ。

入出力のイメージ



申告者の入力について

1. 本学の**統一認証システム**を利用して、ログイン、入力する。
2. 入力画面は、日本語と英語の2種類。
3. **初回入力時にプロフィール画面**を提示。「氏名／Name」は既入力。「所属／Affiliation」、「職名／Title」及びサブ管理者を**プルダウン形式**で選択。**次年度ログイン時に修正可**。
4. 新規入力のほか、**過去に提出した申告書の一覧表示機能を付加し**、企業等の名称及び提出日の情報を表示するとともに、過去の「企業等の名称及び住所／Name and address of a company, etc.」のデータを**複写して申請ができる**。
5. 申告書**提出後**に管理者やサブ管理者が訂正を要請(差し戻し)する場合がある。

統一認証でログイン→初回入力時にプロフィール入力 ※平成30年4月1日は10時にはログイン可

<https://riekisohan.sec.tsukuba.ac.jp/>

又は

<http://coi-sec.tsukuba.ac.jp/>

利益相反電子自己申告システム
Conflict of Interest e-Report System

筑波大学 University of Tsukuba 利益相反電子自己申告システム Eng./英

利益相反電子自己申告システム Conflict of Interest e-Report System

利益相反自己申告システムは、

[ログイン](#)

筑波大学 University of Tsukuba

統一認証システム (Unified Authentication System)

ユーザーID (user id)
[]
(UTID-13 or UTID-NAME)

パスワード (password)
[]

[riekisohan.sec.tsukuba.ac.jp]

[Login](#)

このページをブックマークしないでください。
(Please do not bookmark this page.)
このページに移行する前の、システムごとのURLをブックマークするよう
にしてください。
(Please bookmark system-specific URL before jumping to this
page.)
統一認証システムのログイン画面の変更について
(On the Change of the Layout of the Login Page of
the Unified Authentication System)

言語の切り替えとログアウト

プロフィールの初回登録

筑波大学 University of Tsukuba 利益相反電子自己申告システム 筑波桐葉 ログアウト Eng./英

プロフィールの確認・編集

システムの利用開始にあたり、まずは必要な情報を登録してください。

4箇所エラーが見つかりました:

- 氏名(英)を入力してください。
- 所属を選択してください。
- 職名を選択してください。
- 担当部局を選択してください。

氏名(和)* 筑波桐葉

氏名(英)* []

所属* (選択してください)

職名* (選択してください)

担当部局* (選択してください)

[登録](#)

申告期間: 4/1~5/31

新規入力と提出

申告書の作成

自己申告書

2018年03月02日

企業等の名称 [必須]

住所

申告者 (本人)

配属部署および生計を一にする二親等内の親族

新規登録

提出

PDFダウンロード可

未提出の申告書

作成日	企業等の名称	状態	
2018-03-02 17:12:27	株式会社A	未提出	表示 修正 削除
2018-03-02 17:13:04	株式会社B	未提出	表示 修正 削除

一括提出

*差し戻されたら修正可能

再提出と過去のデータ利用

差し戻しと再提出

筑波大学 University of Tsukuba 利益相反電子自己申告システム ログアウト Eng./英

自己申告 "株式会社B"を更新しました。 X

プロフィール
自己申告書

操作説明
提出済み申告書

提出	企業等の名称	状態	
2018-03-02	株式会社A	確認中(担当)	表示
2018-03-02	株式会社B	要修正	表示 修正 再提出

利用方法(PDF)

問い合わせ
利益相反・輸出管理
マネジメント室
内線: ####
メール: foo@tsukuba.ac.jp

何らかの修正をしないと再提出できません。

過去の申告書のデータ(企業名と住所)利用

筑波大学 University of Tsukuba 利益相反電子自己申告システム ログアウト Eng./英

自己申告 今年度はまだ申告がありません

プロフィール
申告書の追加

自己申告書

操作説明
過去の申告書

年度: 2016

提出	企業等の名称	
2016-05-01	株式会社B	表示 複製

利用方法(PDF)

問い合わせ
利益相反・輸出管理
マネジメント室
内線: ####
メール: foo@tsukuba.ac.jp

「複製」をクリック

自己申告書は所属長を経由して申告(国立大学法人筑波大学利益相反規則第10条)①

	部局等名		部局等名
1	人文社会エリア支援室	10	研究推進部研究企画課
2	社会人大学院等支援室	11	国際統合睡眠医科学研究機構
3	数理物質エリア支援室	12	産学連携部産学連携企画課
4	システム情報エリア支援室	13	病院総務部企画運営課
5	生命環境エリア支援室	14	監査室
6	人間エリア支援室	15	企画評価室
7	体育芸術エリア支援室	16	広報室
8	医学医療エリア支援室	17	事業開発推進室
9	図書館情報エリア支援室	18	国際室

自己申告書は所属長を経由して申告(国立大学法人筑波大学利益相反規則第10条)②

	部局等名		部局等名
19	総務部総務課	28	下田臨海実験センター
20	財務部財務企画課	29	つくば機能植物イノベーション研究センター
21	施設部施設企画課	30	プラズマ研究センター
22	教育推進部教育推進課	31	生命領域学際研究センター
23	学生部学生生活課	32	北アフリカ研究センター
24	学術情報部情報企画課	33	研究基盤総合センター
25	東京キャンパス事務部学校支援課	34	アイソトープ環境動態研究センター
26	グローバル・コモンズ機構	35	サイバニクス研究センター
27	計算科学研究センター	36	人工知能科学センター

36の支援室等の担当者(=サブ管理者)について

1. 本学の**統一認証システム**を利用して、ログイン、管理する。**サブ管理者**の氏名については、**平成30年3月28日までに確定して設定**する。
※3月14日に依頼状を発信済み。人事異動があった場合は速やかにCOI-SECまでご連絡ください。
2. サブ管理者は提出された申告書を「確認」して管理者に提出する。
3. **サブ管理者**は、所轄の申告者が入力した自己申告書のデータについて、管理画面で確認し、検索・抽出(年度・氏名・企業名等)ができる。
4. 自己申告書の修正が必要な場合は、一度「提出／Submission」された場合であっても、申告者が**再度修正可能な状態にすることができる。**
5. 入力された自己申告書のデータを**自己申告書の形式でPDF**に、また、**Excel一覧形式に出力**することができる。

統一認証でログイン→所管の自己申告書一覧→確認

自己申告書の管理

自己申告書の管理

年度: 2016 Excelダウンロード

絞り込み

ユーザー

氏名

申告書

所属

氏名

企業等の名称

検索 リセット

提出	所属	氏名	企業等の名称	状況	操作
2017-05-15	人文社会系	筑波桐葉	株式会社B	確認中(担当)	表示
2017-05-15	人文社会系	筑波桐葉	株式会社A	確認中(担当)	表示
2017-05-15	人文社会系	高橋 葵	テスト0	受理	表示
2017-05-15	人文社会系	高橋 葵	テスト4	受理	表示

1 2 3 4 5 ... > >>

確認中(担当)
 確認中(最終)
 要修正
 受理

「表示」を
 押すと...

確認操作

PDFダウンロード

自己申告書

2017年05月15日提出

学 長 殿

所 属 人文社会系
 職 名 教授
 氏 名 筑波桐葉

操作説明

利用方法(PDF)

申告方法(PDF)

問い合わせ

国立大学法人筑波大学利益相反規則第10条の規定に基づき、以下のとおり申告します。

1 申告対象期間 2016年4月1日～2017年3月31日

2 産学官連携活動に係る個人的な利益の内容 (配偶者及び生計を一にする二親等内の親族を含む。)

企業等の名称及び住所

企業等の名称 株式会社B

住所 東京都千代田区

(2) 利益の種類 (該当するものをチェックし、金額等(金額又は株式等の保有数等)を記入する。)

兼業によるもの 1円

研究成果の実施料若しくは売却によるもの 円

株式等の保有
 申告者(本人)
 配偶者及び生計を一にする二親等内の親族

確認 修正

PDFダウンロード可

「確認」を押す
 (差し戻しを押すと申告者が修正できる状態になります。)

申告書の管理

検索

利益相反電子自己申告システム

筑波 太郎 ログアウト Eng./英

申告書を差し戻しました。 X

自己申告書の管理

年度: 2017 Excelダウンロード

絞り込み

ユーザー

氏名

申告書

所属
氏名
企業等の名称

検索 リセット

提出	所属	氏名	企業等の名称	状態	
2018-03-02	Faculty of Humanities and Social Sciences	Kiriha Tsukuba	Company A	要修正	表示
2017-04-28	人文社会系	鈴木 桜	テスト1	受理	表示

氏名や企業名等で検索可

表示中のデータのExcelダウンロード可

Excel出力

利益相反電子自己申告システム

筑波 太郎 ログアウト Eng./英

自己申告書の管理

年度: 2017 Excelダウンロード

絞り込み

提出	所属	氏名	企業等の名称	状態	
2017-04-04	人文社会系	Hayashi Kaede	テスト2	確認中(国当)	表示
2017-06-18	人文社会系	Ikeda Natuki	テスト2	確認中(国当)	表示
2017-05-04	人文社会系	Ikeda Sakura	テスト2	確認中(国当)	表示
2017-06-16	人文社会系	Inoue Haruka	テスト2	確認中(国当)	表示
2017-06-23	人文社会系	Matsumoto Kaede	テスト2	確認中(国当)	表示
2017-05-24	人文社会系	Nakamura Sakura	テスト2	確認中(国当)	表示
2017-04-28	人文社会系	Shimizu Aoi	テスト2	確認中(国当)	表示
2017-04-24	人文社会系	Takahashi Kaito	テスト2	確認中(国当)	表示
2017-04-27	人文社会系	Takahashi Ryota	テスト2	確認中(国当)	表示
2017-05-29	人文社会系	Tsukuba Ryota	テスト2	確認中(国当)	表示
2017-05-15	人文社会系	Yoshida Haruka	テスト2	確認中(国当)	表示

2. 筑波大学の利益相反 マネジメントシステム

個人的な利益の報告とは～定期的自己申告～（利益相反規則10条）

- 本学の役員及び職員は、毎年5月末までに、前年度の1年間（前年度4月1日から3月31日まで）に、企業等から受けた特定の金銭的利益について、所属長を経由して学長に対して報告しなければならない。
- この報告義務の対象には、職員等本人のみならず、その配偶者及び生計を一にする2親等内の親族が特定の金銭的利益を受けた場合も含まれる。
- 毎年4月中旬頃にCOI-SECから自己申告書の提出依頼を発信。

特定の金銭的利益とは、次の(1)及び(2)の二つの条件にともに該当するものをいう。

(1) 企業等

- ア 筑波大学の研究成果の移転を受けている企業等(当該年度を含めて過去10年間に移転を受けた企業等)
- イ 筑波大学と共同研究、受託研究、学術指導、寄附金などにおいて契約関係がある企業等(当該年度を含めて過去3年間にこれらの関係があった企業等)
- ウ 筑波大学から出資又は人的及び技術的援助を受けている企業等(出資については株式等保有も含む。当該年度を含めて過去10年間にこれらの関係があった企業等)
- エ 筑波大学に対して、物品又はサービスを提供している企業等(当該年度を含めて過去3年間に提供した企業等)

(2) 産学官連携活動に係る個人的な利益

- ア 左記(1)の企業等から得た兼業に係る報酬又は研究成果の実施料若しくは売却による収入の合計が年額100万円※以上(本学職務発明規程に基づき配分される実施補償金を除く。)

※一社当たりでなく数社の合計をいう。

- イ 左記(1)の企業等の株式等(株式が未公開か公開かを問わない。ただし、公開株式にあつては、発行済み株式総数の5%以上に相当する場合に限る。また、新株予約権、合同・合名・合資会社を包含する持分会社の持分等を含む。なお、当該年度前に取得した株式等も対象となる。)を保有

自己申告書提出以降の流れ

◎ヒトを対象とする研究等個別研究のマネジメントはそれぞれの専門分野の特性に配慮し、別途各系・附属病院で策定

①金銭的情報に関する報告義務



毎年1回5月末までに前年度の特定の金銭的利益等について学長に報告

ア. 金銭的利益を得た対象の企業等が、筑波大学の研究成果の移転を受けたことがあるか、又は筑波大学と共同研究等や、物品の提供等において契約関係があること。

イ. 上記アの企業等から得た金銭的利益の合計が年額100万円以上であること(筑波大学により配分される実施補償金を除く。)又は当該企業等の公開株式総数の5%以上や未公開株式等を保有していること。

②教職員等から提出された金銭的情報の記録・保存



③利益相反アドバイザーによる事実関係の検討



異議申立てに関する見解等

④利益相反委員会(学内委員)による判断

④利益相反アドバイザリーボード(学外有識者諮問機関)



〔委員長:研究担当副学長〕

⑤外部への説明責任

〔各教職員等から提出された情報については、プライバシーに関わる部分以外の情報については外部に公表し、透明性の確保に努める。〕

研究計画の利益相反に関する審査 (利益相反規則8条)

- ヒトを対象とする研究や厚生労働省の科学研究費補助金を申請する際の研究計画などの**個別の研究計画**に関しては、それぞれ所属する**部局**の利益相反委員会又は研究倫理審査委員会が利益相反の審査を行うこととなっている。(→<http://coi-sec.tsukuba.ac.jp/about/regulation/>)

ヒトを対象とする研究等における利益相反関連規則等	
組織名	ファイル名
利益相反委員会	ヒトを対象とする研究等における利益相反関連の取扱いについて (依頼) (PDF 85KB)
人文社会系	人文社会系研究倫理指針(PDF 172KB) 人文社会系研究倫理審査実施要領(PDF 6887KB)
ビジネスサイエンス系	ビジネスサイエンス系研究倫理委員会編刷(PDF 125KB)
数理学系	国立大学法人筑波大学数理学系研究倫理委員会編刷(PDF 134KB)
システム情報系	システム情報系研究倫理委員会編刷(PDF 294KB)
生命環境系	生命環境系利益相反委員会編刷(DOC 40KB) 生命環境系利益相反自己申告書・利益相反に係る審査結果通知書・異議申立書(DOC 74KB)
人間系	人間系利益相反委員会編刷(PDF 517KB) 人間系研究倫理委員会編刷(PDF 196KB) 人間系研究倫理委員会編刷様式(PDF 425KB)
体育系	体育系利益相反委員会編刷(PDF 135KB) 体育系利益相反自己申告書(DOC 159KB) 体育系研究倫理委員会編刷(PDF 147KB) 改訂中 体育系研究倫理委員会編刷予備版(PDF 347KB) 改訂中 体育系研究倫理委員会様式集(PDF 746KB) 改訂中
芸術系	芸術系利益相反委員会編刷(PDF 135KB) 芸術系利益相反自己申告書(DOC 71KB) 芸術系研究倫理委員会編刷(PDF 195KB) 改訂中 芸術系研究倫理委員会様式集(PDF 1151KB) 改訂中
医学歯学系	医学歯学系利益相反委員会編刷(PDF 116KB) 医学歯学系利益相反委員会編刷(PDF 499KB) 医学歯学系利益相反委員会 (ヒトゲノム・遺伝子解析研究) 編刷(PDF 502KB) 国立大学法人筑波大学人間総合科学研究所ヒトES細胞に関する倫理委員会編刷(PDF 195KB)
図書館情報メディア系	図書館情報メディア系におけるヒトを対象とする研究倫理委員会編刷(PDF 465KB)
附属機関	筑波大学附属病院における臨床研究に係る利益相反マネジメント実施ガイドライン(PDF 343KB) 筑波大学附属病院利益相反委員会要項(PDF 122KB) 筑波大学認定再生医療等委員会組織及び運営に関する規程(PDF 176KB) 筑波大学特定認定再生医療等委員会の組織及び運営に関する規程(PDF 175KB) 筑波大学附属病院遺伝子治療臨床研究倫理委員会編刷(PDF 93KB)
参考資料	利益相反マネジメントにより社会的信頼の確保と安心できる研究環境を (2008.5) (PDF 167KB)

大学（組織）としての利益相反マネジメント

- 2002年11月：文部科学省科学技術・学術審議会

「利益相反ワーキング・グループ報告書」の公表

主に個人としての利益相反マネジメントが対象、組織としての利益相反は今後の検討課題。
日本の大学では、ほとんどが個人としての利益相反ポリシーのみを制定。



その後産学連携活動が一層活発化



大学自身が産学連携活動に参加する事態の増加

例えば、
・大学が特許権等や株式を保有

- ・大学が企業等から多額の寄附金の提供を受ける
- ・大学が企業等と共同研究・受託研究を実施
- ・国立大学法人の特定研究成果活用支援事業への出資が可能となる

特定研究成果活用支援事業

(産業競争力強化法(平成25年法律第98号)22条、国立大学法人法(平成15年法律第112号)22条)

- 国立大学法人等の技術に関する研究成果を活用して事業を行う大学発ベンチャー等に対して、経営上の助言や資金供給を行う事業(特定研究成果活用支援事業)を実施しようとするベンチャーキャピタル等は、当該事業に関する計画を文部科学大臣及び経済産業大臣に提出し、計画が適当である旨の認定を受けることができる。
- 認定を受けた認定特定研究成果活用支援事業者は、国立大学法人等から出資並びに人的及び技術的援助を受けることができる。(※国立大学法人等が出資を行う際には、文部科学大臣の認可が必要)
- 平成24年度補正予算において1,000億円を出資: 東京大学437億円、京都大学272億円、大阪大学166億円、東北大学125億円(平成26年度から事業計画認定開始)

文部科学省の対応

- 2015年1月31日～3月31日:「利益相反マネジメント等に関する検討委員会」設置
- 2015年4月下旬～:「大学等における産学官連携リスクマネジメント検討委員会」設置→7月に報告書「大学等における産学官連携活動の推進に伴うリスクマネジメントの在り方に関する検討の方向性について」※



- 「組織としての利益相反マネジメントについて、学内での取組方針を定めるべき」と指摘。(報告書本文p.12)

※http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu16/007/index.htm

報告書参考資料：組織としての利益相反マネジメントに関する情報整理

■組織としての利益相反の定義(p.10)

組織としての利益相反状態は、以下2つのケースに分類される。なお、②については、個人としての利益相反と組織としての利益相反が同時に生じている状態である(多重利益相反)。

- ①大学等(組織)自身が外部との間で利益を保有しているケース
- ②大学等幹部(組織の意思決定に関与する者)が外部との間で利益を保有しているケース

■組織としての利益相反マネジメントの特性(p.11)

組織としての利益相反は、個人としての利益相反に比して、弊害の発生に与える影響度が大きいので、マネジメント上、影響の大きさに十分考慮する必要がある。

■業務フローへの組み込みの検討(p.12)

組織としての利益相反マネジメントを業務フローに組み込む方法について、以下の観点等を参考にしながら検討する必要がある。

- ・ 企業等との契約、取引業務(物品購入等の取引、共同研究・受託研究受入れ、寄附金の受入れ等)において、部署間の情報共有方法、事前チェック方法をどうするか。

大学（組織）としての利益相反が有する二つの局面とその事例

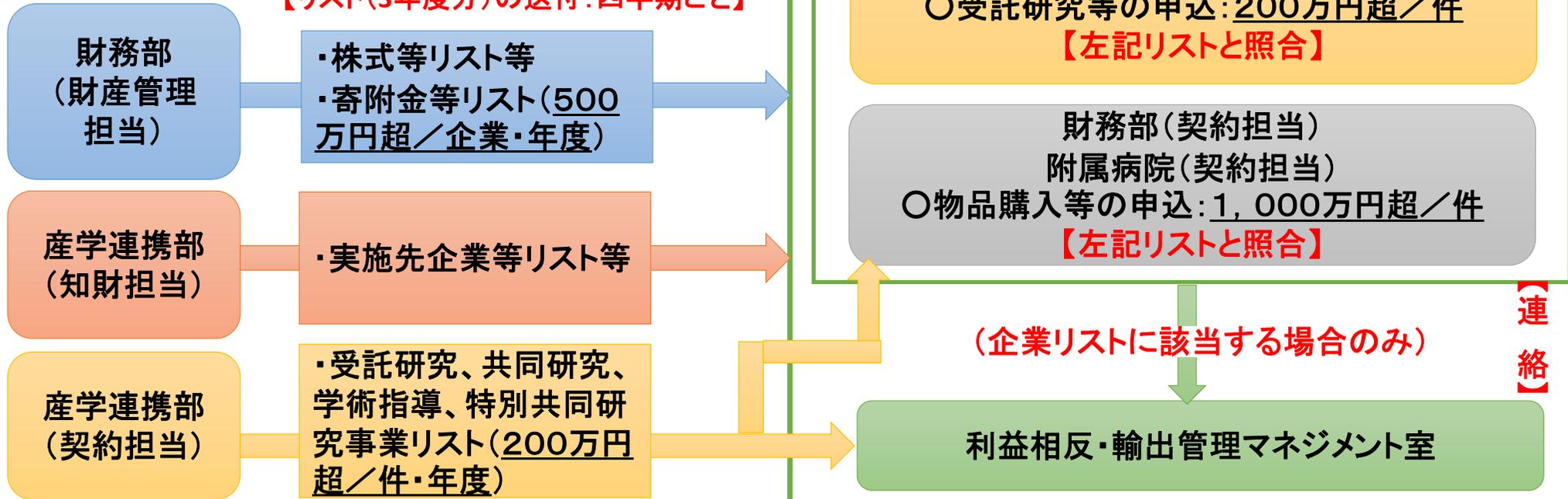
局面	事例
<u>大学（組織）自身</u> が外部の企業との間で特別の利益を保有している場合	例えば大学（組織）が大学発ベンチャーの未公開株式を保有し、かつ、当該ベンチャーとの間で共同研究契約を締結する、など。
大学（組織）のために <u>意思決定を行う権限を有する者</u> 、例えば、学長、理事、研究科長、附属病院長等が外部の企業との間で特別の利益を保有している場合	例えば学長が大学発ベンチャーの未公開株式を保有し、かつ、当該ベンチャーとの間で大学（組織）が共同研究契約を締結する、など。この場合、個人としての利益相反と大学（組織）としての利益相反が同時に生じている場合となる（多重利益相反：Multiple Conflicts of Interest）。

筑波大学における組織としての利益相反マネジメントの概要

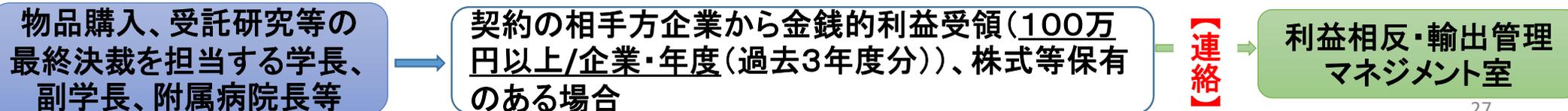
(1) 大学自身が企業等との間で特別の利益を持つ場合

【リストの提供者】

【リスト(3年度分)の送付: 四半期ごと】



(2) 大学の意思決定権者が企業等との間で特別の利益を持つ場合



3. 産学連携における利益 相反事例の対応

【事例】共同研究の成果にかかわる大学名称・大学写真の使用や教員のコメント発表

- 大学の共同研究の相手方企業が、共同研究成果にかかわる商品に大学の名称、大学の写真を使用したり、教員のコメントを発表したいといっているが、制限をかけるべきか。制限をかけたらどのような条件が必要か。次の二つのケースに分けて考える。

【ケース1】大学教員が**実質的に共同研究開発**に携わった場合（ex. 大学が特許権を保有し、それを使用して企業と医療機器を共同開発）

【ケース2】製品に対する大学の関与が**単なる効果検証**（計測・測定及び分析・検証等）である場合（ex. 企業が開発した運動器具の効果を生体などを被験者にして検証）

【ケース1】実質的な共同開発である場合

(1) 背景

- 企業との共同研究は、大学にとって社会や企業のニーズを直接知るよい機会となり、研究の機会の拡充につながるとともに、教育上の意義を有するものでもある。
- 企業が大学と共同研究を行い、その成果に基づいて製品を開発して販売しようとした場合については、企業によっては**販売促進**のためその製品に「この製品は、〇〇大学と共同で開発してつくられた」という趣旨の記載を希望する場合がある。

(2) 大学と企業の共同開発の場合に、製品にその旨記載することを認めて差支えない理由(筑波大学の場合)

1. 当該製品が大学と企業との共同開発の成果である場合に、そのことを企業の製品に記載することは、事実を記載しているものであること。
2. 大学の研究成果を通じた社会貢献の実態を広く世間に知らせることとなり、筑波大学にとっても有益であること。
3. 当該製品の販売は企業による大学の研究成果の利用であって、世間から見た場合に大学が直接営利事業を行っていると受取られるおそれは少ないこと。
4. 大学の立場は製造業者等とは明確に区別され、製造物責任法による責任等を大学が直接負う結果とはならないこと。(またそのような表示となるよう注意が必要)

(3) 大学と企業の共同開発の場合に、大学の名称使用を認めるための条件

※「企業による筑波大学の名称使用について」(平成 18 年 7 月 20 日付け運営会議了承済)より

1. 大学と企業による共同開発であること、かつ、共同研究契約書において、その旨が明記されていること。
2. 大学と企業との間で締結する技術移転契約において、筑波大学と企業との共同開発という趣旨の記載を製品に付することを認めること、また、その具体的な表記の仕方については両者で協議の上決定することを明記すること。
3. 共同開発である旨の記載については、大学から企業への特許・ノウハウ等の技術移転料の中に含めて使用料を取ること。

【ケース2】製品に対する大学の関与が**単なる効果検証**（計測・測定及び分析・検証等）である場合

- 共同研究成果報告書（実績報告書に同じ。）に記載された科学的検証結果を企業が商品の宣伝広告物に記載することを認め、それについて特段の料金を取ることはない（共同研究の経費のみ）が、次の1から4までに記載したような厳しい条件を課されることになる。

(1) 効果検証の場合の共同研究成果の商業的使用に関して

※平成 17 年 12 月 7 日付け利益相反防止委員会決定より

1. 共同研究成果については、共同研究成果報告書に基づき、科学的に正確に記述されることを条件に、企業が商品の宣伝広告物に記載することを認める。ただし、それにより大学や大学教員が特定の商品を推奨しているような誤解を与える使用の仕方をしてはならない。
2. 企業は、特定の商品の宣伝のため大学の名称や校章を使用してはならない。
3. 大学教員は、特定の商品の宣伝に使用されるような仕方です特定の商品に対するコメントを公表してはならない。
4. 大学教員は、特定の商品の宣伝に使用されるような仕方です共同研究成果に関するコメントを公表してはならない。

(2) 解説：効果検証の場合

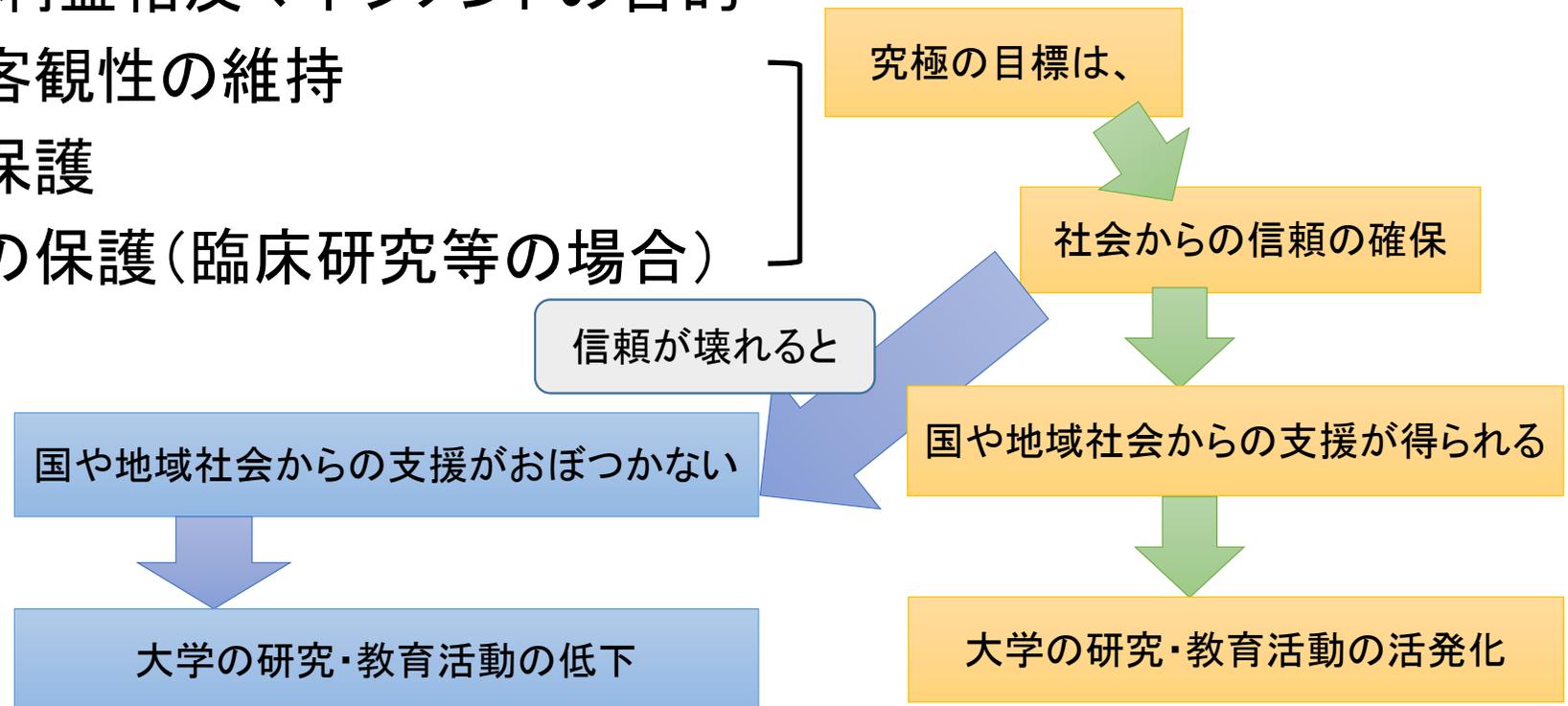
- 上記「1」は特記されていることから、「2」の大学の名称使用禁止の例外となり、「2」は、それ以外の場合における大学の名称等の使用を認めない趣旨。
- 共同研究成果報告書(実績報告書)に基づく記載の仕方としては、例えば『筑波大学(〇〇系〇〇教授)との共同研究によれば、この製品に関して、以下の実験結果が出ています。以下実験結果を記載』のようになる。
- 共同研究の相手方からこのような申出があった場合は、大学と事前に協議し、大学が認めた表記方法で行う必要がある。

利益相反問題に対処するための基本事項

1. **個人的利益に関する透明性の確保のルール**: 教職員は、特定の**金銭的利害関係**について、定期的に(場合によっては事前に)**報告する義務**を負う。(学協会では論文・口頭発表時に開示)
2. **意思決定に関する公正の確保のルール**: 大学と企業等との特別な関係を持つかどうかの意思決定を行う際に、当該企業等から特定の個人的利益を得ている教職員が存在するときは、当該教職員をその意思決定に**参画させない**ようにする。
3. **職務の責任に応じた取扱いに関するルール**: 大学の意思決定に参画しうる立場の者や産学官のリエゾン活動を職務としている者については、他の通常の職務に従事している教職員に比較して、利益相反に関して**重い責任**を負う。したがって、他の一般の教職員であれば問題のないような事柄でも、これらの教職員については、利益相反関係の解消を求めることがありうる。(例えば、未公開株の譲渡や、兼業先の役員辞任等)
4. **組織としての利益相反への対応**: 大学自身の利益については問題が生じた場合は深刻化しやすく、上記ルール(透明性の確保、意思決定時の配慮、幹部職員の対応等)を基本姿勢とした対応が必要。

大学における利益相反マネジメントは何を目指すのか

- 大学での利益相反マネジメントの目的
 - ・研究の客観性の維持
 - ・学生の保護
 - ・被験者の保護(臨床研究等の場合)



まとめ

- 大学において、利益相反から生じる最も重大な問題は、科学における利益相反、つまり、**研究結果にバイアス**がかかること。このようなバイアスのかかった科学研究の結果については、それが社会における重大な問題に直結している場合は、時には深刻な結果をもたらすことがある。
- 大学における利益相反マネジメントで重要なことは、大学の**インテグリティ**(*integrity*: **誠実性**)や信頼性を守ること。生じた問題が大学の規則等に定められた利益相反問題とは言いにくい場合であっても、利益相反という概念を広い意味で捉えて大学のインテグリティを確保することが重要。
- 利益相反マネジメントで透明性を確保するために実施される**開示**は研究者自身を守るものでもある。

利益相反アドバイザーにご相談ください

- E-mailでご相談ください。→理由:後日「言った」、「言わない」のトラブルを避ける、利益相反アドバイザー側も当該問題について、過去の事例や特殊性等について十分調査・検討してから回答する必要がある等。
- 匿名や仮名ではなく、可能な限り**詳細で具体的な情報**を提供してください。→関係する共同研究契約書や技術移転契約書等の契約書や研究計画書など、特に事実関係を示した関連する書類がある場合は重くなってもかまわないのでE-mailに添付してください。(なお、臨床研究等に係る利益相反マネジメントについては、各系等の担当者へお問い合わせください。)
- **利益相反アドバイザーからの回答後、実際に取られた対応**についてお知らせください。(利益相反委員会で事後報告を求めるよう指摘有り。)
- 問合せ先⇒利益相反・輸出管理マネジメント室: coisec@ilc.tsukuba.ac.jp
新谷: yshinya@ilc.tsukuba.ac.jp又はshinya.yukiko.gu@u.tsukuba.ac.jp(~~##~~)